

○港湾法施行規則第十五条の三第五項の国土交通大臣が定める使用料の額等

(令和五年九月二十九日)

(国土交通省告示第九百九十号)

港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)第十五条の三第五項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通大臣が定める使用料の額等を次のように定める。

港湾法施行規則第十五条の三第五項の国土交通大臣が定める使用料の額等

(使用料の額)

第一条 港湾法施行規則第十五条の三第五項の国土交通大臣が定める額は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十八条の四第一項第五号の電子情報処理組織(以下単に「電子情報処理組織」という。)を使用した期間一月につき九千円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)とする。

(使用料の減免)

第二条 国土交通大臣は、電子情報処理組織を使用した者、期間、回数、その他の理由により必要が

あると認めるときは、前条の規定による国に納付すべき使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の支払方法)

第三条 使用料の額は、年度の一年分をとりまとめて、電子情報処理組織上に示す方法により、電子情報処理組織上に示す支払期限までにこれを支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 使用料の額は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、令和五年十月一日から令和七年三月三十一日までの間において零円とする。